

## 審査基準及び標準処理期間

|      |                |
|------|----------------|
| 所属名  | 文化スポーツ部スポーツ振興課 |
| 内線番号 | 4252           |

| No. | 項目     | 内容   |
|-----|--------|--|
| ①   | 処分名    | 京都府立体育館の使用承認   |
| ②   | 法令名    | 京都府立体育館条例  |
| ③   | 法令番号   | 昭和46年条例第21号  |
| ④   | 根拠条項   | 第3条  |
| ⑤   | 処分権者   | 知事(体育館長に委任)  |
| ⑥   | 法令の定め  | (使用の承認)<br>第3条 体育館の施設および付属設備を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。<br>2 知事は、体育館の使用を不相当と認めるときは、使用の承認をしないことができる。<br>3 知事は、体育館の管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。  |
| ⑦   | 審査基準   | 京都府立体育館管理規程<br>第6条 条例第3条第2項の規定により承認しない場合は、次のとおりとする。<br>(1)社会の公益を害し、又は風紀をみだすおそれがあると認められるとき<br>(2)館の施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき<br>(3)館の管理及び運営上支障があると認められるとき<br>(4)その他館長が館の設置目的から見て不相当であると認められるとき |
| ⑧   | 経由機関名  | —  |
| ⑨   | 協議機関名  | —  |
| ⑩   | 標準処理期間 | (⑪合計期間) 1日   |
|     | 経由機関   | —  |
|     | 協議機関   | —  |
|     | 当該処分機関 | 1日   |
| ⑫   | 問合せ    | スポーツ振興課(075-414-4252)  |
| ⑬   | 備考     |  |